

水道施設運転管理業務委託契約予定者選定基準

（目的）

第1条 本基準は、水道施設運転管理業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するため、参加者から提出された業務提案書等を客観的に評価する基準として定めるものである。

（参加資格要件の確認）

第2条 委員会は、参加者から提出された書類について、別に定める水道施設運転管理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を基に、当該企業が参加資格要件を満たしていることを確認するものとする。

（提出書類の確認）

第3条 委員会は、参加者から提出された書類について、実施要領を基に当該書類が無効でないことを確認するものとする。

（見積額の確認）

第4条 委員会は、参加者から提出された見積額が限度額の範囲を超えていないことを確認するものとし、超えている場合は失格とする。

（契約候補者の選定の概要）

第5条 受託者には、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、参加者の幅広い能力・ノウハウ等を総合的に評価して選定することとしていることから、契約候補者の選定にあたっては、見積額及びその他の条件（事業運営能力、技術力等）を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式をもって行う。

2 契約候補者の選定にあたっては、委員会において、参加者から提出された書類の審査、プレゼンテーションにより決定する。

（業務提案等の定量化審査）

第6条 委員会は、業務提案書に記載された内容について、これを点数化し、評価するものとする。

2 前項の評価の方法は、業務提案の内容を分類し、項目毎に企業団が業務委託に期待する事項の重要性又は必要性を勘案して配点及び点数化する定量化審査方式によるものとし、それらを累計した総合得点により行うものとする。

3 項目ごとの配点及び点数化基準を、次のとおり定めるものとする。

(1) 項目別の配点

項目の分類及びその配点は、次のとおりとする。

番号	項 目	項目採点
1	会社概要・財務状況について	10 点
2	業務遂行について	10 点
3	施設管理運営について	10 点
4	業務の取組方針について	70 点
5	提案見積額	20 点
	合 計	120 点

(2) 定量化審査における点数化の方法

①各評価のカッコ内は点数とする。

評価	A	当該項目に関して優れている（配点の満点）
	B	当該項目に関して普通 （配点×0.6 小数点以下四捨五入）
	C	上記以外（1 点）

②提案見積額の評価は、見積上限額の90％に相当する提案を20点、見積上限額と同額の提案を0点として、それらの間の提案見積額については直線補間により評価し、「提案見積額評価点」とする。また、見積上限額の90％を下回る提案があった場合においても、提案見積額評価点は20点を上限とする。提案見積額評価点の計算式は以下の通りとする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times \frac{(\text{見積上限額} - \text{提案見積額})}{(\text{見積上限額} - \text{見積上限額の}90\%)}$$

※なお、価格点は、小数点第1位までを算定する。（小数点第2位以下を四捨五入する。）

③評価点の算定方法

番号1～5の各項目の評価点の合計を、「総合評価点」とする。

※総合評価点が70点未満の場合は、受注者選定の対象となることができない。

(3) 合計得点が同点となった場合の取扱い

見積額の低い者を契約候補者とする。見積金額が同額であった場合は、くじにて契約候補者を決定する。